

○鹿角市予定価格の事前公表に関する要綱

平成17年7月5日訓令第44号

改正

平成22年10月1日訓令第72号  
平成24年11月27日訓令第98号  
平成24年12月5日訓令第104号  
平成27年9月24日訓令第99号  
平成30年8月31日訓令第90号  
平成30年11月21日訓令第106号  
令和6年12月27日訓令第128号  
令和8年3月3日訓令第5号

鹿角市予定価格の事前公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要領は、入札の競争性を損なうことなく、一層の透明性、公正性を高めるため、鹿角市が発注する入札に付する建設工事及び修繕（以下「建設工事等」という。）の予定価格を入札実施前に公表すること（以下「事前公表」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事前公表の対象)

第2条 事前公表の対象は、鹿角市が入札に付する全ての建設工事等とする。

(事前公表の内容)

第3条 事前公表の内容は、当該建設工事等に係る予定価格とする。

(事前公表の方法)

第4条 事前公表の方法は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 条件付き一般競争入札に付する場合は、入札公告により公表するものとする。
- (2) 指名競争入札に付する場合は、指名者に対しては指名通知書へ記載するものとする。なお、電子入札システムによる入札の場合は、同システム上において公表するものとする。

(入札の無効)

第5条 事前公表された予定価格を上回る金額を記載した者の入札は、無効とする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成17年7月5日から施行する。

(鹿角市発注の工事に係る入札予定価格の事前公表の試行に関する要領の廃止)

2 鹿角市発注の工事に係る入札予定価格の事前公表の試行に関する要領（平成13年鹿角市訓令第30号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要領による廃止前の鹿角市発注の工事に係る入札予定価格の事前公表の試行に関する要領の規定により公表の対象となった建設工事等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成22年10月1日訓令第72号）

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成24年11月27日訓令第98号）

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年12月5日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、同日前に指名通知を行った入札については、なお従前の例による。  
附 則 (平成24年12月5日訓令第104号)  
(施行期日)
- 1 この要領は、平成24年12月5日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告又は、指名通知を行う入札について適用し、同日前に指名通知を行った入札については、なお従前の例による。  
附 則 (平成27年9月24日訓令第99号)  
この要領は、平成27年10月1日から施行する。  
附 則 (平成30年8月31日訓令第90号)  
この要領は、平成31年1月1日から施行する。  
附 則 (平成30年11月21日訓令第106号)  
この要領は、平成31年1月1日から施行する。  
附 則 (令和6年12月27日訓令第128号)  
この要領は、令和7年1月1日から施行する。  
附 則 (令和8年3月3日訓令第5号)  
(施行期日)
- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要領による改正後の鹿角市発注の工事に係る入札予定価格の事前公表に関する要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、同日前に入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。  
(鹿角市競争入札等事務処理要綱の一部改正)
- 3 鹿角市競争入札等事務処理要綱 (平成22年鹿角市訓令第71号) の一部を次のように改正する。  
第20条第3項第1号中「鹿角市発注の工事に係る入札予定価格の事前公表に関する要領 (平成17年鹿角市訓令第44号)」を「鹿角市予定価格の事前公表に関する要綱 (平成17年鹿角市訓令第44号)」に改める。